

議会運営委員会記録

招 集 年 月 日	平成28年2月26日(金)
招 集 の 場 所	議員控室
開 会	午前11時51分
出 席 者	委員長 大橋昭太郎 副委員長 藤田 洋一 委員 福田 淑子 委員 櫻井 功紀 委員 我妻 薫 委員外議員 副議長 平吹 俊雄 議長 吉田 眞悦
欠 席 者	委員 橋本 四郎
職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 吉田 泉 " 次長 佐藤俊幸
協 議 事 項	・山岸三男議員からの要望書について(常任委員会の行政視察に執行部職員 の同行を求める)
そ の 他	
閉 会	午後0時10分

2号様式 協議の経過

吉田局長	<p>ただいまから議会運営委員会を開会いたします。委員長お願いします。</p>
大橋委員長	<p>先ほどまで大変ご苦労さまでした。ぜひ、舟形町にも行ってみたいと思うところですが。</p> <p>山岸議員からの要望書ということでございますので、よろしくご審議いただきたいと思います。</p> <p>ただいまの出席委員は定足数に達しておりますので委員会は成立しております。なお、橋本委員は体調不良のため欠席とのことでございます。副議長には委員外議員として参加していただいております。</p> <p>それでは早速、山岸議員から議長への要望書について審議したいと思います。</p> <p>議長。</p>
吉田議長	<p>本来であれば昨日の議会運営委員会のほうに提出を申し上げてご審議をいただくということでありましたけれども、ちょっとわたくしの手落ちでありまして、この1点、2月22日に山岸議員より「常任委員会の所管事務調査に職員の同行を求める要望書」ということで議長あてに出されておりますので、当然、今年も常任委員会ごとに行政視察ということが出てくるかと思っておりますので、その点も踏まえながらご審議よろしくお願ひしたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
大橋委員長	<p>お目通しいただいたところかと思いますが、いかがでしょうか。ご意見をいただきしたいと思います。</p> <p>はい、我妻委員。</p>
我妻委員	<p>どれが要旨で理由かちょっと読み取りにくいんですが、一番上が要望事項なんですね、「同行を求める」が。その下には何も書いていないので。</p> <p>2の(1) 確かに行って理解していただく必要性は感じますが、ただ、「早期の改善策や効率の良い事業運営に反映させることに繋がる」と。一職員を同行させて、かえってその職員の立場を難しくする場合も考えられるのかなと、そんなふうにも思いました。政策判断できる立場の人だったら、執行権をできる職員であればまだしも、一職員が我々と一緒に行って、それを反映するというを職員に求めるとなれば、その職員をかなり苦しむ立場に追い込む危険性もあるのかなと、そんな思いもするので、ちょっときついのではないかなと私は思います。</p>
大橋委員長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>はい、福田委員。</p>
福田委員	<p>私も山岸議員がこのような要望を出したというのは、自分が行ってみて、ここに職員がいればもっと理解できるんじゃないかなという思いから出たと思うんです。これは私も同じように今までも感じてきて、職員が同行すればなという思いはものすごく強いことは同じなんですけども。</p> <p>一番の根本的な問題というのは、議会と常任委員会から政策提言をして、それをどのように執行部が受け止めているのか、ものすごく今までも疑問に思っていましたし、問題なのは私たちの常任委員会の提言をどのように</p>

	<p>検討されたか、提言を見て、ぜひ行かせてほしい、行って実際にどういうものなのかを研究したいというのが、今まで私は見受けられなかったというのがあったものですから。</p> <p>当初、私も山岸議員と同じように考えていたんですけども、今、我妻委員が言うようにね、一職員が行ったことによって、自分が課に対して提案できる立場でないことも考えると、もう少し考える余地はあるのかなと思います。</p>
大橋委員長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>お二人の意見に集約されているふうにも感じられますが、そういったような見解でよろしいでしょうか。</p> <p>(「町長が行くんだったらね」の声)</p> <p>山岸議員のこの文章から見ると、どうも議員側からの提言がすべて正しくて、それはぜひやらなければならないという言い方になっているところが問題でもあると思うんですね。そういったようなことで、職員が行けばスムーズに、議員の提言がそのまま行くという捉え方もちょっと問題かと思えます。私の見解です、はい。</p> <p>ほかにございませんか。</p>
我妻委員	<p>執行部のほうが問題意識を持って、議会側と一緒に、連れて行ってほしいと言われるんだったらまだ。</p> <p>それを義務付けすれば問題を生じるのではないかなという気がしますけどね。</p>
大橋委員長	<p>なんだかこれだけだとこの文章、職員が同行する、それこそ執行部と一緒にになってしまうような。議員という立場で考えるのにはちょっと距離があるのではないかなという感じがします。</p> <p>福田委員。</p>
福田委員	<p>だけど、山岸議員の思いは、私はそのとおりだなと思うんです。</p> <p>問題は執行部がどのように政策提言を受けて、それをちゃんと噛み砕いてもらえるのかなという部分から、たぶん出て来たと思うんですけど。</p> <p>たぶん皆さんも一緒に行って、あ、これは担当課にぜひ見てもらいたいな、一緒に行ったらよかったかな、という思いは同じだと思うんですけど、この文章、云々ではちょっと判断できないんですけど、思いだけは、私はこれは否定できないと思いますけども。</p> <p>現実的な執行者側、ましてや担当職員がということでは、もう少し私は考える余地があるということ。一気に突っぱねるのでなくて、もう少しやっぱり考えていくべきことでないかなということ、むしろ執行部側にもこの問題は投げ掛けるべきかなと思いますけど。</p>
大橋委員長	<p>あれですか、福田委員が言っているのは、議会側からの提言に対する執行部側、担当課の対応をもう少ししっかりやってもらいたいという意味合いですね。</p>
福田委員	<p>うん。</p>
大橋委員長	<p>そうすると、やっぱり山岸議員からの要望書にはちょっと同意しかねる</p>

	ということですね。
福田委員	もう少し考えたいと。 いきなり同意しかねるというものでもないような。
大橋委員長	難しいな。
福田委員	すぐには答えは出せませんと。 我妻委員の言うのもわかるんです。
大橋委員長	はい、我妻委員。
我妻委員	だから、私は前段で必要性は否定するわけではないと言っていました。 ただ、担当職員を同行させることを義務付ければ、担当職員の立場を厳しくする、十分考えられるのではないかと。
福田委員	義務付けるのではないよね。
我妻委員	求めるということは、義務付けることだから。 だから、さっき言ったように、執行側が議会でこういうところに研修に行くようだけでもと、議会に執行側が、連れて行って欲われて言われるのだったらまだ。 必要性、理解してほしいという思いは受け止める。担当職員に義務付けるというのはちょっときびしいものがありますね。
大橋委員長	という意見が大勢のようでございますが、議長、この扱い、処理の仕方はどのようにしたらよろしいでしょうか。議運の大方、皆さんそういったような見解だと思うので。 山岸議員にこういったようなことだと説明するだけでよろしいんですか。
吉田議長	今ね、議運といっても、ま、お二人の発言なんですけど、せめて、私からすればですね、皆さんの考え方をちょっと、もう少しお聞かせていただければ。 あとは、いいか悪いかということの決着でなくて、例えばですけど、当然、執行部との関わりが出てくることなので、町長と私が話し合うということについてもないわけではないし。 ただ、その前段となる、皆さんからの考えをお聞かせいただければいいのかなと。
大橋委員長	それでは櫻井委員、この件に関してどうお考えでしょうか。
櫻井委員	私も必要だと思うんだけど、我妻委員が言ったように一緒に行った人に重責を負わせるような形にもなるし、早急にこれを採ればね。 やっぱり、すぐこのとおりやりましょうじゃなく、議長さんの言ったとおり、こういうようなことが出ているんですが、いかがかと。予算的なこともあるし、ま、補正を組むことはできるんだけどもね、その件もあるし、やはりこういうのが出ているんだと、さっと町長に話しをしてもらったほうがいいのかもわからない。
大橋委員長	副委員長。
藤田委員	山岸さんの思い、これも確かに。今、我妻さんから出た思い、我々も行

	<p>って現実に感じるところもあるんですが、こういう要望書をすぐ決めて執行部側にとはいかないと思いますので、特に調査する課題がどうしても必要ですぐ町に反映するような課題について、担当職員の同行を求めるのも一つかなと思いますけど、すべてこのようにやってしまうと、その度になると思うんですよ。</p> <p>ですから、取りあえず、これまでの経緯を踏まえながら一応、執行部のほうに聞くということに留めればいいのかと思います。</p> <p>今すぐこれを採り上げて決めるものどうかと思います。</p> <p>決して反対ではないんですが、私はそういう思いでいますので、取りあえずこういう話があるということを議長のほうから申し入れられるのであれば、一つこの辺も投げ掛けてはどうかという思いでございます。</p>
大橋委員長	副議長の意見もお聞かせください。
平吹副議長	<p>私からですか。</p> <p>確かに先ほど福田委員が言ったとおりなんですけども、逆に職員の立場になった場合にどうなのかなと。</p> <p>やっぱり職員の立場から我々にもものを申すのは、正式な場ではできないだろうけど、なんらかの形であろうかと思います。いろいろと分科会もありますので、その中で、例えばそういう場合にもしかしたら同行したら、どう考えますかと、そういう場があるかと思うので、もう少し様子を見ながら進めていくことが必要なのかなと。</p> <p>すぐ、はい、ということにはいかないのかな。</p>
大橋委員長	<p>ということでございますが、議長、どういうふうにまとめたらいいか、ちょっと。</p> <p>山岸議員には特別に文書で回答ということではないんでしょうから。</p>
吉田議長	<p>一応、議運の見解はこうですよと伝えておかなければなりませんので。</p> <p>今の皆さんの意見等も参酌しながら、当然、町長とも話し合いをしなければいけないと思っていますんで。</p> <p>ただ、折衷案じゃないんですけれども、政策提言する中で私たちは特化したところを調査しているわけなんだね。そしてそれをもとに町に対して提言をするということで、確かに一緒に行ってみれば一番いいんだろうけども、例えばそれが即、実行できないようなこととかになった場合に、行った職員になんだ、お前たち一緒に行ったんでなかったのかというような重圧的な思いも受けるというようなことも、やっぱり参酌しなければならぬと思う。</p> <p>だから、町長とちょっといろいろ話をするつもりではありますけれども、今度、議会でこういうテーマでこういうところに行くんだというところを、相手方から一緒にぜひとも参加させてくれというならまた話は別、だから、敢えてこちらから一緒に行きましょうというようなことじゃなくて、そういう角度での持っていき方であれば、かえって無難に済むのかなと今、話を聞いていて思ったのでね。</p> <p>もし、そういう形で話し合いをしてよければ、町長とちょっと相談して</p>

	みてもいいのかなと。
大橋委員長	いかがでしょうか。今、議長が言ったような形で進めていただきたいと思います と思いますが、皆さんよろしいですか。 (「はい」の声) なお、山岸議員には議長のほうからよろしいですか。
吉田議長	私から説明します。
大橋委員長	はい。 それでは一応、これで終わりたいと思います。 副委員長。
藤田副委員長	山岸さんから出されたの、大変で判断が付きかねますが、今、議長が言 われたとおりにお話しをしていただくということで確認できました。よっ て、この要望書については、そういう形でいくと確認できましたので、こ れで終わります。議長、よろしく願いいたします。

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

総務、産業、建設常任委員会

委員長